平成２７年（フ）第４３号
山口県岩国市周東町下久原1573番地３
債務者　青山扶美子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第３４号
佐賀県唐津市呼子町呼子4100番地１
債務者　松尾　幹雄
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３５号
佐賀県唐津市呼子町呼子4100番地１
債務者　松尾千鶴子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４６９号
神戸市北区北五葉６丁目２番49―302号、従前の住所神戸市西区押部谷町福住579番地の100　ベル・アーバニティ
西神戸402号
債務者　只野　有蔵
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７０号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番40―504号
債務者　笹倉　映子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５９号
神奈川県厚木市三田2001番地21
債務者　髙信亜希子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６７２号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字上神鳥目2264番地　須成コーポ101号
債務者　河合　美樹（旧姓小寺・安永）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３２号
名古屋市守山区瀬古東２丁目422番地　サンファミール202号
債務者　木村　明美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６６号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　610号棟102号室
債務者　黒瀬　麻美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５８号
愛知県春日井市柏原町３丁目10番地　レオパレス柏原公園南304号
債務者　中田　文子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４号
北海道旭川市永山６条５丁目１番８号
債務者　山川　博子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
北海道旭川市永山11条２丁目５番13号　パールハイツ112Ｂ102号室
債務者　中富　幸子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５４５号
大阪市東淀川区柴島２丁目23番20―204号
債務者　髙田　　均
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５５３号
大阪府池田市八王寺２丁目１番24―106号
債務者　里村　信子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６００号
大阪府枚方市菊丘南町５番２―801号、前住所大阪府守口市高瀬町５丁目２番５―301号
債務者　江口　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９３号
大阪府箕面市箕面５丁目13番20号　101号
債務者　山口菜菜子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部